HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	通史．第一章　開拓使の設置と仮学校（一八六九～一八七六）
Citation	北大百年史，通説，1-28
Issue Date	1982-07-25
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/30012
Type	departmental bulletin paper
File Information	tsusetu_p1-28.pdf

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

通

史

第一章　開拓使の設置と仮学校（一八六九～一八七六）

札幌農学校の成立について述べるためには、その設立主体である開拓使の性格や政策について、また札幌農学校の前身である開拓使仮学校について、触れておかなければならない。本章では、開拓使が設置された一八六九年（明治二）以降、札幌農学校が設立される一八七六年（明治九）以前のことを取り扱う。ただ、札幌農学校のための専門科開設の準備や外国人教師招聘に関することは次章に譲る。

開拓使の学校建設は、開拓に関する欧米技術導入政策の一環であり、開拓技術者、開拓官吏養成を目的としていた。この目的は、学校建設にさきだつ海外留学生の派遣の場合にも一貫していた。海外留学生の派遣に当たって、人材養成における母親の役割への認識から、女子留学生をもこれに含めたことは、比較的よく知られている。

開拓使は欧米技術文化導入に極めて積極的であり、特にアメリカの技術に学ぼうとする意欲が強かった。技術の範囲も、北海道開拓の必要から農・工・鉱の各分野にわたるものを期待していたと思われる。これらが、札幌農学校設置に至る開拓政策の一般的背景である。

開拓使仮学校は、将来札幌に移すことを予定し、かりに東京に開設する意味で仮学校と名づけられた。そして将来開設される専門科修学の前提としての基礎教育を行ったものとして位置づけられる。しかし、生徒の質からしても、学校の組織や財政の面からも困難は大きかった。その試行錯誤もまた、ある意味では札幌農学校を成功させる踏み石となった。

開拓使仮学校は、正規の基礎課程のほかに、女学校を設け、また開拓実務や先住民政策に密着した諸教育を行った。これらは、当時の開拓の実態や政策の方向を示すものとして興味がある。

以下、第一節で開拓使の技術導入政策および海外留学生を、第二節で開拓使仮学校の諸側面を述べることにする。

第一節　開拓使の設置

開拓使の設置と開拓技術の導入

一八六九年（明治二）五月、函館を占拠していた榎本武揚ら旧幕府脱走軍の降伏により、前年より一年半近くにわたった戊辰戦争は終結し、明治新政府は名実ともに日本国内における唯一の政権となった。

当時の蝦夷地（一八六九年八月十五日北海道と改称）の人口は五万八〇〇〇人程度であったが、その開拓の重要性は殖産興業政策上の意味においてはもちろん、ロシアの南下に対処するという軍事的な意味においても、岩倉具視ら新政府首脳の間ではつとに認識されていたところであった。天皇も五月重臣たちを召見し、蝦夷地開拓などについて勅問している。

一八六九年六月に版籍奉還が行われ、七月には政府の官制改革がなされた。このとき「諸地ノ開拓ヲ総判スルコトヲ掌ル」政府の一機関として開拓使が設置され、以後北海道の開拓事業は開拓使を中心として進められることになった（当時の北海道は多くの藩・寺院等による分領支配が行われており、開拓使が北海道全域を管轄するようになったのは廃藩置県後の一八七一年八月以降である）。開拓使の初代長官には鍋島直正（閑叟、旧肥前藩主）が、二代目長官には東久世通禧（みちとみ）が就任した。しかし、北海道開拓が強力に推進されるようになったのは、兵部大丞であった黒田清隆が開拓次官となった一八七〇年五月以降のことである。

黒田は一八七〇年七月から十月にかけて樺太・北海道を視察し、帰京後太政官に建議書を提出した。いわゆる「十月建議」がそれである。これは北地問題を多岐にわたって論じたもので、その中で黒田は、大納言らが北海道に出張し、実地見分を行った後開拓方針を決定し、開拓に長ずる外国人を雇い入れて調査研究を行わせ開拓の方法を考察す

べきこと、また海外に留学生を派遣すべきことなどを主張した。黒田の意見は政府にほぼ認められ、翌十一月、開拓のための外国人の雇い入れや留学生の派遣の許可などを内容とする達が出された。ここに、北海道開拓のため外国技術を導入するという開拓使の方針が実施に移されることになったのである。

黒田は翌一八七一年（明治四）一月、留学生を伴いアメリカ合衆国へ出張し、同国農務局長官ホーレス・ケプロン（Horace Capron）らを雇い入れ、同年六月帰国した。ケプロンは開拓使顧問として北海道開拓を指導することになる。この後開拓使は外国人技術者を次々と雇い入れ、その総数は八〇名以上に及んだ。お雇い外国人たちは、北海道の測量・地質調査・農業・工業・交通・運輸・土木など、他方面にわたる活躍をしたが、なかでもその過半数を占めたアメリカ人たちの役割は大きかった。

留学生の派遣　一方、欧米の科学知識・技術を吸収させるため、留学生も次々に派遣された。その第一陣は、黒田の米国出張に同行して一八七一年一月に出発した山川健次郎ら七名である。次いで同年十一月女子五名を含む七名が、翌七二年二月には一七名が欧米へ赴き、わずか一年余りの間に三一名の留学生が派遣された。また、七二年一月には在米中の新島七五三太（襄）と中島政之助を開拓使の留学生としており、開拓使留学生の総数は三三名に及んだ。

派遣時の留学生の年齢にはかなり幅があるが、その出身地は限定されていた。明治初期に各省から派遣された留学生の人選には藩閥意識が強く働いていた、と一般的に言うことができる。開拓使留学生についても鹿児島・山口が多いのが目だつ。それに次ぐのが東京・静岡といった旧幕臣や旧朝敵藩士族の子弟である。このような人選には、新政府の旧賊軍に対する懐柔策の意味合いも含められていたのであろう。

留学生の派遣先と専攻学科は次のとおりである。派遣先はアメリカ二四名（うち女子五名）、ロシア六名、フランス

三名で、専攻学科は農学一六名、鉱山学八名、工学二名、それに女子五名は普通学である（不明二名）。こうした留学生の傾向は、開拓使が欧米のどの国からどのような開拓のための知識や技術を吸収しようとしていたかを示すものであり、それは同時に、後に開拓使が技術者養成を目的として国内に設置する学校の性格に、一定の方向性を与えるものともなった（留学生の姓名・派遣先・専攻科目等については、田中彰「札幌農学校と米欧文化」所収の「開拓使派遣留学生一覧」を参照、本書四九六ページ）。

欧米に留学生を派遣することは当時の政府機関に一般的なことであった。しかしながら一八七一～七二年に派遣された官費留学生総数一五五名のうち、ほぼ五分の一に相当する三三名が開拓使の派遣であったことは注目に値する。お雇い外国人の大量雇い入れといい、留学生の多人数の派遣といい、北海道開拓のための知識・技術がそれだけ強くかつ緊急に求められていたのである。

また注目すべきは、津田梅ら女子五名の派遣である。女子留学生派遣伺いには「彼国（米国）ニ於テハ婦女学校ヲ設ケ、児女十歳ニモ及ヒ候ヘハ入校学術教授ヲ請ケ候ハ一般ノ事ニテ、尤小児母ノ懐ヲ不離（はなれず）シテ教ヲ母ニ受候故、入校ノ頃ニハ稍菽麦ヲモ弁シ候様相成候儀、実ニ国民ヲ保護シ人材ヲ教育スルノ道整ヘリト云ヘシ」*とある。ここに述べられたような、人材養成における母親の役割の重要性に対する認識は、黒田が米国に出張した際に得たものだと言われている。

＊　北海道大学編『北大百年史　札幌農学校史料』所収、文書番号五。以下同書からの引用は書名を『札幌農学校史料』と略記し、文書の一連番号を記す。引用文中のふりかなは引用者による。以下特にことわらない限り同様。

一八七二年（明治五）八月学制が公布され、海外留学生はすべて文部省の管轄とすることが定められた。これに対

し開拓使は、「素より此方留学生ノ儀ハ一箇ノ職人」であるとか、「一技一芸ノ事ヲ習ハシムル為ニシテ、文学ノ生徒ト称スヘキ者ニ非ス」などと、他の留学生との性格の違いを訴え、しばらくは管轄替えを免れていた。しかしその後政府の留学生整理の方針が固まると、そのような開拓使の論は認められず、一八七三年十二月女子留学生を除く全員に帰国命令が出されるに至った。命令を受けた留学生の中には、帰国を拒み自費で留学を続けた者も何人かいた。しかし多くは翌年三月ころまでに帰国し、留学生派遣による人材養成はここに中断することになった。彼らのうちには帰国後めざましい活躍をした者もいた。けれども北海道開拓に関係した者は少なく、結果的にはこの企図は十分な成果を得ることができなかったのである。*

＊　開拓使派遣留学生の帰国後の消息は次のとおり（判明者のみ）。
山川健次郎＝東京・九州・京都帝国大学総長などを歴任。服部敬次郎・大山助市・得能新二郎＝一八七四年四月開拓使仮学校へ入学。二木彦七＝開拓使官吏。最上五郎＝開拓に従事。来原彦太郎＝木戸家を継ぐ、宮中顧問官。吉益亮＝海岸女学校教師。津田梅＝津田英学塾を創立。永井繁＝瓜生外吉（のち海軍大将）に嫁す。山川捨松＝大山巌（のち陸軍大将、元帥）に嫁す。来見甲蔵＝在兵庫ロシア領事館に勤務。新島七五三太＝同志社を創立。鮫島武之助＝内閣書記官長、貴族院議員。市来宗介＝西郷隆盛の甥、西南戦争で戦死。西郷菊次郎＝隆盛の子、台湾宜蘭支庁長、京都市長。柴山弥八＝海軍大将。工藤精一郎＝札幌農学校教師。山口彦次郎＝北海道尋常師範学校教諭。

第二節　開拓使仮学校

仮学校の設置

学校の設立は早くから開拓政策の一環となっていた。一八七一年（明治四）には函館学校や資生館（札幌）が設置され、その後も教育施設が着々と整備されていった。北海道内に設置されたそれら

の学校は、当時の文明開化の風潮を背景として一般的知識の向上を目的としたもので、皇漢学や英学などを主な教科目としていた。また当初は官員子弟の教育を目的として学校が設置されていたのだともいう。

それとは別に、一八七一年ころより開拓使内部では技術者養成を目的とした学校の設立が構想されていた。すなわち開拓使顧問ケプロンは農学・化学を中心とした学校の建設を提言し、お雇い外国人の一人アンチセルは「器械学並ニ器械術・土工学並ニ建築学・礦山学・諸芸ニ用ル化学・医学」の五学科をもつ学校や、「造営学・農耕学・理衙学・礦山学・百工舎密及ヒ製造学・国法及ヒ商法・医学」の七学科よりなる「北海道術科大学校」のプラン、さらに「商工教諭ノ学校」や「少女ノ学校」の設立を黒田次官に建議していたのである。

一八七二年（明治五）一月二十日、開拓次官黒田清隆は次のような伺いを正院に提出した。

北海道於て農業工業諸課学校取建可申候得共、差向当地ニ於て仮小学を設ケ生徒夫々修業為致度、就テハ礦山学器械学農学其外諸学教師追々雇入度存候ニ付、此段相伺候也。

（『札幌農学校史料』九）

これに対して「伺之通　但、礦学器械学農学等ハ文部省ニ於テ中学課ニ列シ候儀ニ付小学ノ名称ヲ相止メ、仮学校ト称シ可申、且教師雇入其他学則等ハ都テ伺之上施行可致事」との指令があり、「仮学校」という名称の学校の設立が認められた。さらに同月二十三日に病院および医学校、二十九日に「魯西亜語学所」の設置伺いが出され、いずれも認められている。また仮学校の設置後間もなく、同校に仏学課と女学校が併置された。こうして開拓使は英仏露の三カ国語と、農学・鉱学・器械学・医学などを教授する学校、および女学校を発足させるが、これら一連の動きはさきに述べた留学生の派遣の動きとほぼ共通するものである。つまり、開拓に有用な人材養成が国内でも開始されることになったのである。

生徒募集

仮学校の設置が認められるや、開拓使は直ちに開校準備にとりかかった。スタッフの整備は二月初旬から開始された。学舎は東京芝増上寺と決定した。教科書とすべき書籍の用意もなされている。

三月十日、開拓使から三府七二県に対し仮学校生徒募集の布告が出された。応募資格は一四歳から二〇歳までの者を「検査」の上入校させるとあるのみで、ほかに制限はない。この募集に応じて入学を志願した者は三〇〇人ほどであったと推定される。生徒の選抜に当たりどのような「検査」がなされたのかはわからないが、四月八日に四二名、九日に一七名が入学を認められ、その後開校までに八〇名以上が生徒となった。その中には江木千之（後の文部大臣）・元田肇（後の衆議院議長）、それに札幌農学校第一期生となった荒川久五郎（重秀）・伊藤徳松（一隆）らも含まれている。

応募者および入学者の出身地などを表1―1に示した（ただし、判明者のみ）。出身地は応募者・入学者ともに東京・鹿児島・静岡・山口といったところが多く、開拓使派遣留学生と似た傾向にある。しかし全体的には日本全国から生徒が集まったと言えよう。彼らの多くは以前に上京し、東京の私塾などで学んでいた者である。応募者が入学前に学んでいたところを見ると、中井幸太郎塾（二一人）、海野信幸塾（九人）、近藤芳隣塾（六人）、栗津高明塾（四人）、笹尾精行塾（四人）などが多い（人数は判明者のみ）。

身分は士族出身の者が圧倒的に多い。また、応募者は比較的高年齢の者が多いのに対し、入学を許可された者は低年齢の者が多くなっている。

なお、従来仮学校は三月十四日に設置されたと言われてきた。それは『北海道志』（巻之二十七）の記述によったものと思われるが、その史料的根拠は不明である。

表1－1　仮学校入学応募者および入学者調

A　府県別

応募者 府県	人数(人)	入学者 府県	人数(人)
東京	29	東京	15
青森	20	鹿児島	9
鹿児島	19	静岡，山口	各 5
岐阜，豊岡	各12	浜松	4
犬上	11	酒田	3
福岡	10	青森，磐前，埼玉，木更津，岐阜，深津	各 2
静岡，山口，伊万里，木更津	各 7		
浜松，酒田	各 6	開拓使，福島，群馬，新潟，愛知，足羽，滋賀，豊岡，犬上，奈良，鳥取，香川，福岡，大分，伊万里，熊本	各 1
度会，熊本，長崎	各 5		
印旛，岡山，深津	各 4		
埼玉，柏崎，足羽，筑摩，奈良，京都，大分	各 3		
磐前，福島，栃木，宇都宮，茨城，新潟，石川，和歌山，鳥取，北条	各 2		
開拓使，宮城，神奈川，足柄，群馬，七尾，山梨，堺，浜田，広島，高知，香川，石鉄，三潴	各 1		
計	235	計	69

備考　父兄の出身地のみ判明する者はそれと同一とみなした。

B　身分別

身分	応募者(人)	入学者(人)
華族	0	0
士族	176	35
平民	9	3
計	185	38

備考　本人の身分の記されていない者は父兄の身分と同一とみなした。「卒族」および「貫属」と記載されている者は士族とみなした。

C　年齢別

年齢	応募者(人)	入学者(人)
10	1	0
11	1	0
12	1	1
13	1	0
14	24	18
15	17	11
16	17	10
17	19	8
18	41	4
19	67	9
20	73	5
21	1	0
22	1	0
計	264	66

備考　年齢は数え年。年齢を多少偽わっている者もいるようである。

仮学校の開校と仏学課の設置

一八七二年（明治五）四月十五日、開拓使仮学校は東京芝増上寺本坊に開校した。当日、生徒には赤飯、官員一同には祝酒・赤飯が饗されたと記録にあるが、そのほかの模様は不明である。開校に先だち三月、一九カ条より成る「開拓使仮学校規則」が定められた。その第一条に仮学校設置の趣旨が次のように述べられている。

> 此学校ノ儀ハ北海道開拓之為メニ設クルヲ以テ、是レヲ彼地ノ首府タル薩孛魯（さっぽろ）ニ建テ、彼地ニ住スル者ヲシテ専ラ知識ヲ増シ才芸ヲ進メ、是レヲ以テ開拓之資業トナサシメントノ本旨タリ。然レトモ其業日浅ク事ニ就ク序有リテ彼地ニ学校ヲ建ルノ暇アラサルヲ以テ先仮学校ヲ東京ニ設ク。故ニ此学校ニ入ンコトヲ願フ者ハ成業ノ上北地開拓ニ従事スルヲ以テ主意トス者ニアラサレバ許容有之（これある）間舗（まじく）候事。
>
> （『札幌農学校史料』二四）

仮学校は北海道開拓に従事する者を養成するために設置したものであることがここに明確に述べられている。以下同規則の主な点を示すと次のとおりである。

学科は普通学と専門学の二つがあり、前者は普通学第一および第二に、後者は第一より第四に分けられる。普通学第一の修学科目は英語学・漢学・算術・手習・画学・日本地理・究理学・歴史で、ここには「初進ノ少年」を入学させる。普通学第二は「初進ヲ経テ一等進ミタルモノ」を入れ、舎密（せいみ）学・器械学・測量学・本草学・鉱山学・農学を教授する。普通学を修了した者は専門学科に進学する。専門学第一では舎密学・器械学・画学を、同第二では鉱山学・地質学・画学を、同第三では建築学・測量学・画学を、同第四では舎密学・本草学・禽獣学・農学・画学を教授し、生徒は専門四科のうち一科を選ぶ。入学に際し、一四～二〇歳の者は「初級生之学科」、二〇～二五歳の者は「二級生之学科」に入れる。

生徒定員は官費生・私費生各五〇名、合計一〇〇名で、成業後官費生は一〇年間、私費生は五年間北海道開拓に従

事することが義務づけられた。右の義務を履行させるため入学の際、「此度入寮御許容ニ相成候上ハ御規則堅ク相守リ聊カノ違背致間敷候。且成業之上ハ御定則之通北地開拓之御用相勤候儀相違有之間敷、縦令病気ニ候共医官之証書無之ニ辞職相願、私ニ外任ヲ望ミ候儀毛頭致間敷候。依テ御請如件」との「請書」を提出することになっている。このほか「天性学才無之成業之見込無之ト見請候者ハ、教官評議之上ニテ其身ニ落度無之候トモ退寮申付候事」という退学に関する条文もある。そのほかの条項の多くは生徒の生活や規律などに関するものである。

一八七二年六月、仮学校内に仏学課を置くことになり、一四歳から二〇歳までの者を対象に官費生一〇名、私費生一〇名の生徒を募集した。応募者は約七〇名で、その中には元外務省洋語学所生徒若干名も含まれていた。七月二十日に入学試験が行われ、同月中に一〇名が官費生徒、七名が私費生徒を命ぜられた。彼らは仏学生徒と呼ばれ、これに対し従来の生徒は英学生徒と称されるようになった。

仏学生徒の学科内容は語学を除き英学生徒と同一であった。フランス語の教授は翌年一月に雇い入れられたフランス人フークが担当することになるが、それ以前には、六月に開拓使一一等出仕に任用され、「仏学弁通弁方」となった戸沢光徳が担当していたと思われる。

仏学課の設置とほぼ時を同じくして、七月ころ仮学校規則が改正された。改正後の規則では生徒定員が官費・私費各六〇名と増員されているが、これは仏学課の増設によるものであろう。また入学資格には身体が強健であることが付け加えられ、進級に関して「学力分外ニ達スルニ於テハ、年齢ニ不拘教官検査ノ上次科ニ加フヘシ」との項目も設けられた。以前の規則中に混在していた生徒の規律等に関する規則は別に「仮学校内則」として定められた。

組織：教職員・生徒

仮学校を管轄したのは開拓使東京出張所である。当時開拓使は、札幌に本庁、函館・根室に支庁、東京に出張所を置いていた。東京出張所は仮学校が設置されたのと同じ芝増上寺内に

あり、開拓次官黒田清隆（一八七四年八月より長官）は常時ここで政務に当たっていた。当時の東京出張所には庶務掛・金穀掛・用度掛などいくつかの掛が置かれていたが、仮学校の校務は「学校掛」あるいは「仮学校掛」と称する人々により運営された。この掛は仮学校設置の決定後新設されたのであろう。

開校当時の仮学校職員は英学方・漢学方・数学方（算術方）・画学方・習字方・事務掛・生徒取締・写字・書籍掛・門番・玄関番・舎密現術掛などに分けられ、それぞれに二、三人から数人の職員が配置されていた（のちに仏学方・女学校掛・医官・土人教育掛・土人取締掛・舎監などが置かれる）。一八七二年から七三年にかけて職員の異動は激しく、その実員数を正確に把握することは困難であるが、七二年四月十二日の段階で「学校掛官員四十三人」、同年末ころには「教官始門衛迄五十五人」という記録があり、四〇～五〇名の教職員が常時いたものと思われる。

ちなみに七二年末の史料には「生徒九十六人　電信生徒十五人　土人生徒十八人」とあり、生徒二・三人に対し一人の割で職員がいたことになる。

一八七二年七月に定められた時間割によれば、授業科目は英仏学・算学・幾何学・高等数学・画学・和読書・漢作文・和漢習字・和漢歴史となっている。これらの科目は「普通学第一」に相当するもので、「普通学第二」および専門の四科はまだ開設されるに至っていない。生徒の授業を担当したのは職員のうち英学方・仏学方・数学方・漢学方・習字方・画学方を命ぜられた者たちと、アンチセル、ワッソン、ランドルフ、フーク、ベーツなどの外国人教師であった（表1―2参照）。けれどもだれがどの科目を担当し、また外国人教師と邦人教師が授業をどのように分担していたかなど、詳細は明らかでない。なお邦人教師は一八七二年七月から、官等により一二等出仕以上を「教官」、一三等出仕以下を「助教」と称するようになった。

多数の教職員がいたにもかかわらず彼らの職務を規定する職制は定められていなかった。校長すら置かれていなか

女学校の外国人教師

契約上の職務	年俸	解雇事由
語学・学術教師。1873. 4 .10より測量頭取	4,000元（のち5,000元，6,000元）	陸軍省へ雇換
「地質工作鉱山舎密ノ長或ハ学校ノ教頭教師」	8,000元	満期
「女弟子ニ欧羅巴州各国小学校一般ノ学科即チ世間通用ノ語学筆算地理学史学等並ニ婦人ノ手業等ヲ教授」	2,400円（のち3,000円，3,600円）	辞職
同　上	同　上	都合により
「器械学幷ニ……其他学術ノ教師」	5,000ドル	都合により
「読法数学地理歴史ノ教師」	1,800円（のち2,400円，3,000円）	死亡
語学並に普通学教師	2,400円	満期
「読法天文数学地理歴史学教師」	東京滞在中　2,400円，札幌滞在中　3,000円	都合により
「読法天文地理歴史作文書取習字教師」3月より化学教授を兼務	1,800円（のち2,400円）	満期
「読法天文地理歴史究理作文算術書取習字等教師」	1,800円（のち2,100円）	満期

ものである。俸給は月俸として契約を結んでいる者は年俸に換算し，掲載した。

ったが，仮学校職員中最も官等の高い荒井郁之助（五等出仕）が事実上その責に当たっていた。

生徒には官費生・私費生・附属生徒の三種があった。官費生は衣食住をはじめ，文房具や散髪料・洗濯料など，学業および生活に関するいっさいのものが支給され，また休日には散歩料と称する小遣銭が与えられた。官費生一人に要する経費は年一〇〇円以上である。私費生は毎月五円を学校に納めたが（一八七二年七月までは八円），その他の扱いは官費生同様だったようである。附属生徒とは，規則にはなんら規程がないが，身分は開拓使下級官吏でありながら仮学

表1－2　仮学校・札幌学校・

名　前	原　綴	国籍	雇　期　間
ワッソン	James R. Wasson	米	1872. 4. 1（明治5. 2.24）～74. 5. 1
アンチセル	Thomas Antisell	米	1872. 7. 1（明治5. 5.26）～74. 3.31
ツワーテル	I. Towater（1874年1月婚姻によりビューケマ〔I. C. Beukema〕と改名）	蘭	1872. 7. 6（明治5. 6. 1）～74.10. 1
デロイトル	I. de Ruyter	蘭	1872. 7. 6（明治5. 6. 1）～74.11.30
ランドルフ	John C. Randolph	米	1873. 1.30～73.10. 3
ベーツ	Albert G. Bates	米	1873. 2. 1～75. 1.13
フーク	Prospère Fortune Fouque	仏	1873. 2. 1～73. 7.31
デニス	Elizabeth Dennis	英	1874.12. 1～76. 6.30
ロックウェル	George J. Rockwell	米	1875. 1.26～75. 7.25
コルウィン	William R. Corwine	米	1875. 7.14～76.10.13

備考　アンチセルは1871年に一度開拓使に雇い入れられていた。ここに記載した内容は再雇時の

校入学を命ぜられた者のことである（等外四等の者が多い）。その数は六名であったが、その中にはいったん海外留学を命ぜられながら取りやめとなった者四名が含まれていた。

生徒の異動も職員同様激しく、中途退学する者がかなりいた。官費生に欠員が生じた場合は私費生を官費生に切り替え、時期を選ばず生徒を補充しており、常時一〇〇名程度の生徒がいたと推定される。

一八七二年八月に学制が制定された後、文部省より「自今公学私塾ノ別ナク生徒衣食費用共官費給与之儀一切被相廃候条」との達が出された。これに対し

開拓使は、仮学校生徒は「名ハ生徒ニシテソノ実ハ附属或ハ職人ト云モ可ナリ」と太政官に上申し、官費生の存続は認められた。仮学校は一般的な文部行政の埒外の学校として、すなわち「職人」（開拓技術者）を養成する特殊な学校として設置されたことが、ここで確認されたのである。

仮学校の改正

開校後ほぼ一年を経た一八七三年（明治六）三月十四日、仮学校はいったん閉校し生徒全員に退学が命ぜられた（後述の地質測量生徒・電信生徒・女生徒は除く）。その理由は、「当時文運未タ今日ノ如ク旺盛ナラス、該校（仮学校）ノ生徒モ又大半語学ヲ修メサルモノヨリ成リ、学科ハ高尚ナルモ訳官ノ助ヲ仮ラサレハ教授スル能ハサルカ如キ不便モ亦タ甚タシ」（『札幌農学校史料』四八八）とか、生徒が粗暴であったためであるとか言われてきたが、そのほか、開拓使の財政的破綻も一因であったとする指摘もある（原田一典「開拓使仮学校考(2)」『北大百年史編集ニュース』第八号、一九七九年）。いずれにしろ、中途退学者が続出するような状況で、仮学校の運営は円滑には行われていなかったに違いない。

三月十七日、調所広丈（七等出仕）・柳田友卿（大主典）・森源三（一〇等出仕）・井川冽（きよし）（同）の四名が仮学校改正掛を命ぜられ、彼らにより「綱領」「職制」「校務定則」「生徒規則」「罰目」「校門規則」「男女生徒入校証書雛形」より成る「開拓使仮学校則例」が定められた。改正の主要な点は校務定則第一条より第三条に述べられている。それは次のとおりである。

第一条　生徒ハ十二歳ヨリ十六歳マテノ者ヲ択ヒ、身体ノ検査学業ノ試験ヲ経、然ル後入校ヲ許シ之ヲ予科生徒トス。満二年ノ後大試験ヲ為シ専門学課ニ就カシムル事。

第二条　生徒学才ニ乏シク専門学課ニ就ク能ハサル者ハ農工現術ヲ学ハシムヘキ事。

第三条　生徒成業ノ後ハ北海道ニ編籍シ、五年間開拓ニ従事スヘシ。且其年限中ト雖トモ官ノ都合ニ依リ之ヲ止ムルコトモア

ルベシ。尤満期後他処ヘ寄留スルハ本人ノ願ニ任スヘシト雖トモ其籍ハ終身他ヘ移ス可カラサル事。

（『札幌農学校史料』七一）

開拓に必要な人材を養成するという仮学校の基本的性格に変更はない。しかし、生徒の入学年齢を一二～一六歳に引き下げ、また専門科設置は将来の問題とするなど、この改正により仮学校は当面基礎的教育を目的とすることになったのである。成業後の開拓に従事すべき年限は五年間に短縮されたが、その一方では北海道に籍を移すことが義務づけられた。「生徒規則」や「校門規則」では生徒の生活規律が細かに定められた。これらにより生徒の管理強化も図られたのである。そしてそれらの規則に生徒が違反した場合は、「着椅ヲ禁ス」「椅上ニ立タシム」「課余習字」「出門ヲ禁ス」「室外ニ出ルヲ禁ス」「饗内ヲ洒掃ス」「庭中ヲ洒掃ス」「教員ヨリ教戒ス」「等級日記ニ記ス」「校長ヨリ教戒ス」「罰点ヲ記ス」「終リノ教戒」「退校」などの「罰目」が課されることになった。校則違反や個人的理由による退学の場合は、在学中の経費を弁済することが、「入校証書」により義務づけられた。また、「職制」により置かれることになった職員は、校長・教授・助教・級長（生徒より選ぶ）・医官・事務・校内取締・玄関詰・門候である。

なお、校長格であった荒井郁之助は、改正掛の設置された三月十七日に「北海道測量専務」を命ぜられ、仮学校を離れた。

再開校

仮学校則例を定めた後仮学校改正掛は廃止され、調所広丈は四月十九日に「当分校長ノ心得ヲ以テ学校掛兼務可有之事」との命を受け、校長の職務を遂行することになった。同日柳田友卿・森源三・井川洌の三名は仮学校事務掛を命ぜられている。学校の改正に伴いかつての教員の多くは整理され、改めて教師を命ぜられたのは山田昌邦（八等出仕、数学）・戸沢光徳（九等出仕、仏学）・藤井三郎（同、英学）・保田久成（一〇等出仕、和漢学・習字）・伊地知季方（同、同）・野村致知（一一等出仕、英学）らであった。

仮学校が再び開校されたのは一八七三年（明治六）四月二十一日である。この日入学したのはかつての生徒のうち、再入学を志願し、体格および学業検査に合格した三六名で、以前に比べ生徒数は大幅に減少した。入学年齢が一二～一六歳とされていたにもかかわらず、再入学者の中には一七歳以上の者が数名含まれていた。また全員が官費生となり私費生は廃された。

授業は四月二十二日に再開されたが、その内容がどのようなものであったかを示す史料は今のところ見あたらない。二、三の生徒には化学の教授も行われたが、一般には英学（または仏学）・数学・和漢学・習字・地理・歴史など基礎的科目が教授されたのであろう。教師はさきに示した邦人教師のほかに、外国人のアンチセル、ワッソン、ランドルフ、フーク、ベーツらがいた。ただし、アンチセル、ワッソン、ランドルフの三名がどの程度生徒の教授を担当したのか明らかではない。*

＊　アンチセルとワッソンは教師のほかに職務があり、特にワッソンは北海道の測量にも従事しており東京には不在のことが多かった。ランドルフは器械学の教師（professor）として雇い入れられたが、生徒の学力の低さに不満を抱き開拓使との間に紛議を生じ、間もなく解雇された。この三人の離任後、後任の教師の雇い入れは行われていない。

ベーツは一八七五年一月病死したが、彼の後任として直ちにロックウェルが雇い入れられた。仮学校生徒の教授を主として担当した外国人教師は、このベーツとその後任のロックウェルであったと思われる。

ところで、仮学校改正後生徒の公募は行われなくなったようである。以後この学校に入学した者は一八七三年五月に二名（一名は旧生徒）、七四年四月に海外留学より帰国した者三名、八月にアイヌ生徒五名、九月に札幌学校（一八七一年開拓使により設置され資生館と称したが、七二年教則を改め札幌学校と改称した）の貸費生徒廃止により同校よりの五名があるだけで、いずれも特例的に入学が認められたと思われる者である。

仏学課の廃止

仮学校改正後間もない一八七三年六月、仏学課は廃止された。このとき仏学生徒はわずか三名となっていた。廃止の理由は明らかでないが、このころ開拓使の財政は破綻をきたし、開拓政策の再編成へと動き出している時期であり、仏学課の廃止と開拓使の右の動きとは無関係ではあるまい。教師フークは七月に満期で解雇され、仏学担当の助教戸沢光徳も八月に陸軍省へ転任した。生徒三名はその後横浜の迎曦塾、さらに東京外国語学校へ入学している。このうちの一名（西村哲）は器械学を志し、一八七五年末より横須賀造船所でフランス人教師につき講習を受けた後、一八七六年十一月に器械学修業のため五年の予定でフランスへ留学派遣された。しかし成業を待たず病を得、一八八〇年秋に帰国した。

仏学課の廃止後、生徒たちの身分がどうなったか詳細はわからない。ただ、その後の記録には彼らがあいかわらず「仮学校仏学生徒」「官費生徒」などと記されていることよりすれば、実質的には仮学校とほとんど無縁な存在ではあったが、学籍上は仮学校官費生徒として取り扱われていたようである。

なお、函館に置かれた露学校の生徒三名も教師サルトフの死亡後一八七四年七月に仮学校官費生徒となり、同年十一月に東京外国語学校に入学した。彼らの身分も仏学生徒と同様であったのであろう。

地質測量生徒

前述したように仮学校生徒の教育はまず基礎的な学力を培い、その後専門科を開設して開拓技術者を養成するという、いわば長期的な計画の下に行われていた。これとは別に、開拓使では当面の緊急課題にこたえるための生徒の教育も行った。地質測量生徒、電信生徒がそれである。彼らは名目上は仮学校生徒として名を連ねているが、その教育は全く別な方法によっている。

一八七三年一月、「地質測量鉱山士長」として開拓使に雇い入れられたアメリカ人ライマン（Benjamin S. Lyman）が東京に着いた。彼はかつてインド政府の依頼により一年間パンジャブ地方の石油鉱脈の測量に従事した経験の持ち

主である。北海道の地質や鉱山の測量は開拓上早急に行うべき課題となっており、既にアンチセルらにより手がけられていたが、改めてライマンを中心に行われることになったのである。

ライマンの北海道への出発に先だち、仮学校生徒のうち岩下周助・稲垣徹之進・坂市太郎・賀田貞一・桑田知明・三沢思襄・斎藤武治の七名が測量補助者に選ばれた。彼らに対して三月八日付けで「今般ライマン氏其外北海道地質検査随行申付候事」との辞令が出されている。これが後に「地質測量生徒」と称された者の始まりである。彼らはいずれも二〇歳前後で、仮学校生徒のうちでは年長者であった（岩下は三月二十二日随行を免ぜられ、代わって四月十四日に高橋譲三が命ぜられている）。

ライマン一行が北海道へ出発したのは四月十九日であったが、それまでの間に補助者たちには図学・「野外修業」・数学・吹管用法など、測量・分析に関する基礎的教育が速成的に行われた。ライマン一行は以後半年間ほど北海道各地を測量し、十一月に帰校した。翌一八七四年（明治七）には前記の生徒のうち三沢思襄を除く六名と、やはり仮学校生徒であった前田精明・島田純一・山際永吾・西山正吾の四名を加えた一〇名が北海道に赴き、さらにその翌年にもライマンと地質測量生徒による北海道の測量は続けられている。

一八七六年二月、ライマンは内務省に雇い換えとなり開拓使を離れた。あとに残された生徒たちは北海道地質測量図の作成を続けていたが、内務省から懇望され同年五月同省に移った。彼らはその後「地質学社」と称する討論研究の会を創立し、『地質学雑誌』を発行したり、また何人かは北海道へ戻り炭鉱の調査などに従事した。

ライマンらによる地質測量の成果は『北海道地質総論』などにまとめられ今日に残されている。地質測量を補助した仮学校生徒について、ライマンは次のように述べ、その役割を高く評価している。

彼等カ余ニ十分ノ補助ヲ与ヘタルハ実ニ深ク感佩スル所ナリ。夫レ補助手ノ内余ト事業ヲ与ニセル者五名ハ殆ト不絶苦役セラ

レタレトモ、常ニ其要スル所ニ服従シ非常ノ勉強ヲ為セリ。他ノ五名ハ余ト親ク事ヲ執ラスト雖トモ等シク誠実勉励ナリシハ余カ疑ヲ容レサル所ナリ。

（『北海道地質測量報文』一四四ページ）

電信生徒

一八七二年（明治五）六月、開拓使は函館より札幌に至る電信線の架設を正院に伺い出た。北海道の交通通信網を整備することも急務であり、本来は工部省の管轄に属する電信架設事業を開拓使の定額金で行いたい、というのがその内容である。この伺いが同月末に裁可されると、開拓使は電信係を設け、測量および架設工事に着手すると同時に、電信技術者の養成を図った。すなわち、八月工部省に「電信機取扱之生徒凡拾五名程」の養成を依頼し、了解を得るや翌月中に志願者一五名を選んだ。これが電信生徒と呼ばれた者たちである。

生徒たちの待遇は仮学校官費生徒と同様で、衣食住を給与される一方、成業後は一〇年間開拓使に従事することが義務づけられた。彼らは工部省の電信修技場に通い、語学・機械学などの学科と技術の伝習を受けていた。しかしその通学状況は良好とは言えず、一八七三年二月十三日には出席不良のため大半の生徒が退学を命ぜられ、生徒は赤星鼎と小林押三郎の二名を残すのみとなった。そのため開拓使では電信生徒に関する規則を整備した後、一八七三年秋から翌年春にかけて改めて生徒を募集した。このとき生徒となったのは次の三十余名で、うち十数名は遠く北海道より呼び寄せられた者である。

弥石柔嘉、村井一郎、西種彦、日向真寿見、大川長吉、鎮目敬忠、丸山功、堀川義治、山田和作、遊佐泰三郎、小林徳太郎、村山徹、井野熊蔵、河村忠三郎、小杉侃之丞、宮田温、伊藤廉蔵、河辺雄次郎、栗原克行、加藤光弘、庭山恭次郎、渡辺安吉、前田富太郎、坂本育太郎、高橋十三郎、高橋勝蔵、斎藤吉右衛門、安瀬清蔵、樋口財一、小杉格之丞、東海林嘉平、雑賀孫八

新たに定められた規則では、成業後の従事年限が五年に短縮されているが、これは仮学校の規則の変化と軌を一にするものである。また「生徒ハ九ケ月ヲ経テ成業ノ目的無之者ハ解放致スヘキ事」との退学に関する規程も追加され

ている。

予定されていた北海道の電線架設工事は、一八七四年（明治七）十月に完了した。そして翌十一月には、電信生徒のうち上級者一四名が北海道の各電信局に配属された。これを始めとして、以後生徒たちは続々と北海道に赴き、初期の北海道の電信事業の担い手となったのである。

アイヌ教育

開拓使ではまた北海道よりアイヌを上京させ、仮学校や開拓使官園で教育を施そうとした。一八七二年（明治五）四月ころ黒田次官は札幌の岩村判官にアイヌ約一〇〇名を上京させるよう命じた。岩村は早速小樽郡・高嶋郡・石狩郡・札幌郡に居住していたアイヌのうち男子二〇名、女子七名を五月中に上京させた。小樽・高嶋両郡より一二名を人選した後岩村は黒田に次のように書き送っている。

……先以小樽之土人説諭出京可申付、其後漸々説諭之心得ヲ以過日小樽ヱ出張、土人共相集男八人メノコ四人丈ケ承服いたし候間、相応手当致し遣し、五月朔日当表発足函館まて陸行之筈ニ取極申候。上京之上ハ成丈御手厚被成下候ハヽ、一体土人共上京之念を起し一説得ニて扑躍上京可致間、左様御含可被成候。土人共為餞別一夕酒を遣し一同大悦聊不平之気無御座、大ニ案心仕候。……

（北海道所蔵史料〇五七三三『開拓使公文録原稿』所収）

アイヌに「聊不平之気」がないことに岩村は「大ニ案心」しているが、その後上京者の募集は順調には進まず、七月に余市郡在住のアイヌ八名（男子六名、女子二名）を送り出したにとどまった。上京したアイヌの年齢には最高三八歳最低一三歳とかなりの幅があった。彼らは芝山内の清光院に住居し、年少者は仮学校で読書・習字などを習い、他の者は渋谷・青山の開拓使官園で樹芸・牧畜などの農業現術を習った。アイヌが東京に到着したころ、仮学校には「北海道土人教育掛」や「土人取締」が置かれ、彼らの教育・管理に当たった。

このような開拓使の施策は、風俗・習慣などを異にするアイヌの同化をねらったものであったが、それはアイヌの

要望でもなく、またその方法も東京への移住という、それまでの彼らの生活状態を無視した、たぶんに押し付け的なものであったから、結果は失敗に終わらざるを得なかった。

ほぼ二年後の一八七四年四月ころまでに、病気のため二名が帰道、三名が死亡、また一名は出奔し、捕えられて北海道へ送り返されている。同年七月、帰道の要望が強いため二〇名に帰道させ、五名には三〇日間の一時帰省を許した。しかし帰省した五名は開拓使の度重なる上京督促にもかかわらず、種々の理由を申し立て、再度上京することはなかった。札幌本庁在勤の大判官松本十郎は黒田長官に一八七五年五月十八日付けで「土人教化ノ儀ニ付伺」を提出し、その中で「土人教化ノ儀ハ今日ノ急務ト雖トモ風ヲ換ヘ俗ヲ移スニ至テハ甚易キニアラス。諸官員已ニ粗(ほぼ)見込上申候儀モ有之候得共、今其実地行ハルヘキヲ行フ之ヲ至近ノ要務トセンカ、撫御ノ制限ヲ設ケ或ハ学校ヲ立之ニ教ル等ハ万々易キカ如ク其実却テ難シ。故ニ粗順序ヲ蹈ミ其易キニ就キ稍誘導セハ自ツカラ其風俗モ変移スヘキニ至ラン」（北海道所蔵史料〇五八一五『開拓使公文録原本』所収）と述べているのは、さきの急激なアイヌ同化策の失敗に鑑みてのことであろう。

ところで、多くが北海道に帰った結果、東京に残ったアイヌは山本惣五郎・丸木栄吉・麻穀四郎助・上村阿四郎、それに開拓判官榎本武揚の陪従として上京し、その後仮学校に移った宇生文吉の五名となっていた。彼らは一八七四年九月から仮学校生徒とともに勉学するようになったが、一八七五年に学校が札幌に移転した後には随時退学し、同年中に学校からアイヌ生徒は全く姿を消した。そのうちの一人山本惣五郎は一八七六年にアイヌとして初めて開拓使官吏に採用されているが、ほかの者たちのその後はつまびらかではない。

札幌学校

一八七三年（明治六）四月に制定された仮学校則例には、二年後に専門科を開設すること、および学校を札幌に移すことがうたわれていた。専門科の開設準備は調所広丈を中心として一八七四年十一月

ころ開始されたが（後述）、札幌への移転は一八七五年三月に決定され、森源三を札幌へ派遣し校舎の整備が進められた。同年七月仮学校は札幌学校と改称し、その管轄は東京出張所より開拓使札幌本庁学務局へ移った。教職員生徒が札幌へ到着したのは八月である。このとき靴師・パン焼職人・コック・裁縫人らも同行している。

札幌学校の開業式は九月七日に開拓大判官松本十郎ら開拓使官吏列席のもとで行われた。当時の教職員は調所広丈（開拓幹事、校長）・森源三（大主典、副校長）・井川洌（九等出仕、英学）・平野侯次郎（一〇等出仕、漢学）・高倉平三郎（一一等出仕、数学）・田中信邦（一二等出仕、事務）・下山依徳（一三等出仕、事務・習字）・鈴木行一（同、漢学・生徒取締）・加藤政敏（一四等出仕、校内取締）・山田昌邦（御用掛、数学）、それにロックウェルの後任として一八七五年七月に雇い入れられたコルウィンといった顔ぶれである。生徒は札幌移転前に数名が身体虚弱などのため除かれており、札幌学校開業時には三五名となっていた。

札幌学校は上川通りに面した創成川の西側に位置し（現在の札幌市中央区北一、二条、西一、二丁目）、校舎は一八七三年にお雇い外国人の宿舎として建てられた建物を修繕して使用した。寄宿舎はこの年に新築したばかりのものであった。前者には教室・校長教員の控室・書籍室などが、後者には一七の寄宿室のほかに事務室・講堂・食堂などが設けられていた。札幌学校での授業科目は英学・漢学・数学・習字の四科目で、科目ごとに一級から三級までにクラスが分けられた。

なお、札幌には一八七一年に設置された「資生館」が、その後「札幌学校」と名称を変えて存在していたが、仮学校の札幌移転に伴い「雨竜学校」と改称し、その内容も小学校程度に改められた。同校で英学を学んでいた生徒十数名は札幌学校への入学を願い出、一八七六年一月に私費通学が認められた。従来の生徒たちが予科（課）生徒と呼ばれたのに対し、彼らは通学生徒あるいは予備級生徒と称されている。

女学校

仮学校内に女学校が開設されたのは一八七二年（明治五）九月十九日のことである。官立の女学校としては同年二月に南校構内に設置された女学校（後の東京女学校）に次いで、日本では二番目のものである。この学校の設置目的は、女子留学生派遣の場合と同じく、人材養成のための賢母の育成にあった。教師として二人のオランダ人女性デロイトルとツワーテルが雇い入れられ、彼女らの解雇後イギリス人の女性デニスに代わった。また、ほかに和漢学や裁縫の教授に当たる邦人教師若干名と事務掛・女生徒取締などの職員がいた。

生徒は東京と北海道で募集された。定員は五〇名である。開校時には東京出身の生徒十数名がいただけであったが、間もなく北海道出身の生徒も加わり、一八七四年十月ころまでは五〇名前後の生徒を擁していた。入学時の生徒の年齢は九～一六歳と幅が広い。生徒の中には荒井郁之助の娘の常、大鳥圭介の娘の品・雪姉妹、調所広丈の娘の岩などの開拓使官吏の子女が多かったが（入学の確認できる五五名中ほぼ半数の二八名が開拓使官吏の縁故者）、後に森有礼夫人となった広瀬常やイギリスの地震学者ジョン・ミルンに嫁した願乗寺（のち堀川）登祢らも含まれていた。

全員が一カ月一〇円の給付を受ける官費生徒で、うち二円は積金（積立金）とされ八円が生徒への支給品代に充てられていた。支給品の中には衣食住に関する物のほか、石筆・洋墨・鉛筆などの文房具、日傘・雨傘・駒下駄・髪結料・シャボン・香水・西洋鼻拭い（ハンカチーフ）などが含まれ、また日曜日には散歩料が支給された。

成業後は、はじめ北海道に永住することになっていたが、一八七三年四月に定められた「入校証書」により、五年間開拓使に従事すること、北海道に在籍する者と結婚すること、校則違反などにより退学を命ぜられた場合は入学中の学費を弁済することが義務づけられた。

教授された科目は和漢学・英学・歴史・地理・算術・裁縫などで、テキストには『やまとふみ』『日本地理住来』『世界国尽』『史略』『輿地史略』『国史略』『勧善訓蒙』などの和漢籍や、『リーダー』『スペリング』『地理図』『英和

通信』『文法書』『地理書』『算術書』『英吉利歴史』『欧羅巴近世史』などの英籍が使用されている。

一八七四年秋、腸チフスが流行し女学校は閉鎖された。自宅が近傍にある者には帰宅を許し、そのほかの者は渋谷の黒田長官別邸へ移した。こうしたさなかに女学校を札幌に移し、生徒の出発日を十一月十日とする旨の達が出された。なぜこの時期に急きょ札幌移転が決定されたのかは明らかでないが、この達は東京出身の生徒たちに大恐慌をもたらした。帰宅中の生徒は十月二十七日までに帰校するよう命ぜられたが、帰校（＝札幌行）を拒んだ生徒も多く、十一月には校則違反などの理由で九名の生徒が退学を命ぜられている。彼女たちのうちには札幌行を親との「死別と心得」、帰校をがんとして拒否した者もいた。恐慌は生徒のみならず教職員にまで及び、当時六人いた邦人教職員のうち四名（うち一人は女性）がこのとき辞職し、残ったのは事務掛の二名のみという状態になってしまった。このような状況のため札幌移転は翌年に延期され、また入校証書中の「北海道在籍之人ニアラサレハ婚姻仕間敷候事」との項目は十一月三十日に削除された。

札幌への移転が行われたのは教職員の補充が済んだ後の一八七五年八月である。渡島通りにあった旧本陣（現在の札幌市中央区南一条西三丁目）を修理して校舎に充て、大判官松本十郎らが列席して開業式が行われたのは同月二十四日のことであった。このときの生徒数は三五名になっていた。ところが女学校が移転してわずか八カ月後の一八七六年四月二十二日、突如その廃止が決定された（廃止は五月二日）。その間の事情は当時開拓大判官であった松本十郎の次の記事に詳しい。

女学校ノ紛擾起ル。調所ハ校長ナリ。福住三ハ幹事ナリ。福住常ニ女学校ニ住ム。生徒ノ取締ヲナス。生徒五十余人、其中ニ神尾春其妹栄ナルモノアリ。美ニシテ艶ナリ。福〔住〕三此姉妹ヲ愛ス。福〔住〕病ム、二人シテ之ヲ看護セシム。常ニ病褥ヲ離サス、遂ニ世間ノ風評トナル。余警査ヲシテ内状ヲ探ラシム。風評ヨリ甚シキモノアリ。俄然東京長官ヨリ探密ノ電信来

ル。数日ナラスシテ公達ノ書来ル。書中ニ女学校生徒訴訟書アリ。福住生徒ト姦通ノコトヲカキ、校長及幹事ヲ訴フ。余同志者ヲ官邸ニ招キ事之顚末ヲ談シ、之ヲ処スルノ方ヲ謀ル。某氏曰ク、長官文部省ニ先ンジテ欧米ニ倣ヒ女学校ヲ設クト雖トモ規律之整ハサル殆ンド之ヲ処スルニ苦シム、故ニ札幌ニ移ス也。余曰ク、夫レ然リ、何スレハ則チ更ニ女学校ヲ建テス旧本陣ヲ修繕シテ之ヲ移ス、既ニ廃校之意有ルニ非ズ耶。某氏曰ク、甚タ之ヲ言フヲ憚ルト雖トモ女学校ヲ札幌ニ移シタルハ松本之果激以テ其醜体ヲ覩ルニ忍ヒス必スヤ廃校ノ企ヲ為サン乎、之ヲ要言セハ禍ヲ大判官ニ嫁スモノ也。余曰ク、吾亦之ヲ知ラサルニ非サル也、若シ吾怒ヲ以テセバ其手段ニ陥ラン。公平ノ糺弾ヲ為スニ奸婦之罪人豈啻福住而已ナラン耶……

余東京之公文書ヲ携テ調所氏ヲ女学校ニ問フ。属官ヲ悉ク退カセ調所氏ニ公文書ヲ示ス。調所氏愕然狼狽、手震ヘ屢公文書ヲ卓上ニ落ス。顔色ヲ変ヘテ曰ク、吾締之厳シカラスシテ此之失体ヲ為ス、吾之ヲ処スル所ヲ知ラス、是ノ如キ官ノ厳命、一ニ君ノ処ス所ニ従ハン矣。是ニ於テ余刑法局馬場貞一氏ニ謀リ法律ヲ調査ス。明日福住ヲ上局ニ呼ヒテ糺弾ス。答ヘテ曰ク、訴ノ如キコトハナシ、学校ニ居住スルヲ以テ此嫌疑ハ免ル能ハサルナリ、余更ニ取締厳ナラハ此嫌疑アルコトナシ、取締ノ厳ナラサルコトハ吾之罪ナリ。恐入書ヲ出シ直ニ其官ヲ免シ校外ニ出サシム。次ニ神尾姉妹ヲ糺弾ス。異口同辞此事アルナシト。後女学校生徒総員ヲ糺弾ス。喧噪ヲ避クル為十人ツヽ（ママ）一列トナシテ、刑法局馬場貞一、川上璟、民事局辰野宗城参座シ、調所氏亦参座ス。余一列毎ト謂テ曰ク、女学校ノ紛擾ハ謀（ママ）君ノ訴訟ニ由リテ起ル、福住神尾ノコトハ、司法省ノ指令ニ云フ姦事ハ他人ノ指称ニ係ルハ論スルコトナカレトアリ、諸君ノ訴フル処ハ根拠ナキコトナリ、故ニ取上ケズ、吾言ニ服セサルモノハ司法上等裁判所ニ訴出ツ可シ、又吾言ニ服スルモノハ受書ニ検印ヲナス可シ。異議ヲ唱フルモノナク調印シテ退ク。事決マリタレハ民事刑法ノ吏員ヲ官宅ニテ饗応ス。某曰ク、女生（ママ）ノアルモノニ短刀ヲ挟ムモノアリシト。

女学校廃止ノ献白ヲナス。其意ハ、北海道ハ万事未タ整ハス、故ニ高等女学校ヲ設ケ卒業生ヲ出スト雖モ之ヲ用ルニ所ナシ、高等女学校ノ如キハ後日ヲ期シテ可ナリト。四月廃校ノ命アリ、貸費金ハ下サレ切リ。五月上旬調所之ヲ率ヒ銭函沖ヨリ汽船ニ乗リ東京ニ送レリ。

（『松本系譜』、一部書き下し文に改めた。〔　〕内は引用者による）

生徒は五月四日に官費生徒を免ぜられ、それぞれの親元へ戻った。いくつかの例外を除けば、彼女たちのその後についてはほとんど知られていない。

生徒の生活と主なできごと

仮学校・札幌学校生徒は全員寄宿舎で起居していた。衣類は官給で、帽子・上着・チョッキ・ズボンそれに靴といった洋装である。初め和食であったが、札幌移転に備えて、一八七五年三月から洋食がとり入れられた。一八七二年七月に定められた日課表によって生徒の一日の生活を示すと、夏期（三月～八月）は六時に起床し、洗面・逍遙・食事などをした後八時から授業、十二時から昼食・休憩時間が一時間あり、午後一時から四時まで授業（水曜の午後は休業）、四時から五時まで運動、夕食後六時半から八時半まで復習時間で九時に就寝、九時半消燈となっている。冬期は起床および授業開始時間が一時間遅くなるほかは夏期と同様である。外出は認められていたが、鑑札の受け渡しにより生徒の出入の取り締まりが行われた。門限は夏期七時、冬期六時であった。日曜日には散歩料として二五銭の小遣銭が生徒に与えられ、ときおり教職員に引率され、上野などへ市中見物に出かけたりもした。また教師ベーツの指導によって余暇には野球に興じたとも言われている。年に二回試験があり、生徒の等級が定められた。一八七三年末の試験後には生徒に時計・蝙蝠傘（こうもりがさ）・英和辞書などが褒賞として与えられている。

一八七二年七月に生徒自習中の音読を禁ずる達が出された。当時の生徒たちは音読することが一般的であったが、外国人教師たちはこれを奇異に感じていたようである。この達をめぐって生徒と学校が対立し、江木千之ら十数名が退学を命ぜられた。

一八七三年五月、皇太后および皇后の開拓使青山官園への行啓があり、七月には同所への天皇の行幸、十二月には皇后の仮学校への行啓があった。いずれの場合も生徒は英語・作文など勉学の成果を披瀝している。

一八七四年秋には腸チフスが流行した。開拓使では生徒の診療に当たった医師ホフマンの勧告により学校を一時閉鎖した。しかし、このとき生徒三名が死亡した。これは仮学校にとって最も痛ましい事件であった。